

第 17 日目（9 月 19 日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので、報告をいたします。新潟日報社から写真撮影の許可願がありましたので、これを許します。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 ここで市長及び総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。最初に市長。

○市 長 おはようございます。貴重な時間の中を申し訳ございませんが、2 件ほどお願いといたしますかご報告といたしますかをして、一応ご理解をいただきたいと思っております。1 つは 9 月 16 日発災の災害の件であります。100%まだ集計をしたところではありませんが、主に農地への土砂流入これらの災害で、約 1,000 万円を超える工事額になるであろうというところであります。ある程度判明次第、予備費充用ではなくてこれは専決でこの災害対応に備えたいと思えます。皆さん方に一応ご報告を申し上げて、額が若干の増減はあるかもわかりませんが、その点についてご理解をいただきたいと思っております。

もう 1 件は住宅リフォームであります。当初の募集では補助額で 7,172 万円でありまして、800 万円強の予算残が出ておりましたので、9 月の初旬から追加募集を行いました。その結果、追加募集で申請件数が 172 件、補助額で 1,440 万円ということになります。そうしますと、予算議決をいただいておりました 8,000 万円から約 650 万円補助額が増えるわけがあります。この秋口になって皆さん方が、この追加募集に応じていただいたところありますので、確定次第であります。650 万円前後を、これも予備費の充用かあるいは専決かで対応していただいて、希望される皆さんに全て補助金を拠出したいと考えております。この件についても皆さん方からご理解とご協力をお願い申し上げたいところあります。私のほうからは以上であります。よろしく願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おはようございます。続けて会期最終日の貴重なお時間をお借りしてまことに恐縮でございます。本日、第 25 号報告 継続費精算報告書を追加付議させていただきましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

皆様既にご存じであることかと思えますが、継続費は予算の会計年度独立の原則の例外でございまして、年度割りを定め数年度にわたって支出することができるものでございまして、年度ごとの支出残額を不用額として決算せずに、継続年度の最終年度まで逡次繰越して使用できることになっておりますので、継続年度の最終年度の決算議会で精算報告をすることが法令で定められております。

ところが、このたび平成 24 年度で消防庁舎の改築事業が完了したものでございますが、こ

の精算報告を付議することを、まことに基本的な対応ミスで申し訳なかったのですが、失念しておりました。そこで、今回追加付議をさせていただきまして、本日も報告させていただくものでございます。大変基本的な対応不足で申し訳なく恐縮の次第でございますが、今後はこうしたことがないように重々気をつけてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**○議 長** 日程第1、平成25年請願第4号 消費増税を中止する意見書の提出を求める請願及び日程第2、平成25年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情の以上2件を一括議題といたします。2件について総務文教委員長・関 昭夫君の審査報告を求めます。16番・関 昭夫君。

**○関総務文教委員長** おはようございます。総務文教委員会の審査報告を申し上げます。審査報告書は、日程順と逆の記載になっておりますが、本日の日程に従いまして報告をさせていただきますと思っております。

まず平成25年請願第4号 消費増税を中止する意見書の提出を求める請願でございます。紹介議員より請願趣旨について説明を受け、その後各委員から意見をいただき、討論なく採決の結果、不採択とするものと決しました。

次に平成25年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、この件につきましては、委員全員から意見を聴取、その後討論なく採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で報告とさせていただきます。

**○議 長** 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

**○議 長** 平成25年請願第4号 消費増税を中止する意見書の提出を求める請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。24番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** おはようございます。請願第4号について賛成の立場で討論に参加いたします。けさほどの新聞にも出ておるようですが、非常に消費税の影響ははかり知れないものがあるということで、激変緩和策として1人1万円、そしてさらに所得の低い方々には1万5,000円と、要するに低所得者層についての現金給付を行うというようなことが、まだ決まっていないのに、そういった目くらましの情報を流して、今消費税を来年春からやりたいというような報道と、私はっております。

非常にアベノミクスの効果が宣伝されていますけれども、多くの国民や中小零細業者にとっては、景気回復の実感はほとんどなく、逆に原材料や燃料費の値上げなどで暮らしや営業はますます厳しい状況となっているのが現状であります。国民の7割を超える人たちが消費

税増税の中止や延期を願っており、共同通信の8月の世論調査であります。消費税の増税をやめ、国民の懐を暖める内需拡大、地域経済の活性化を図り、社会保障を充実することこそが最善の景気対策といわれております。

また、消費税を増税しても国の税収が上がらないということは、1997年の3%から5%に増税したときに既に実験済みであります。当時はまだまだ給与、要するに所得ですが、増えている中での措置でありましたけれども、今は国民所得が70万円も当時から下がっているそういう中で、この増税ははかり知れない影響があるだろうといわれております。皆さん方も近隣を見渡してみると、賃金は下がり続け、また、非正規労働者が非常に激増している姿はおわかりのとおりだと思います。家計を破壊し貧困層をさらに増大する消費税は、大変な結果をもたらすものと思います。

また、直接市にも影響があります。景気が崩れてまいりまして底崩れしてきますと、税収は望めません。さらに1つの企業会計であります病院1つをみてもそうではありますが、今現在繰り入れをしなければならぬ状況、赤字であります。この病院事業に関しては法律上、消費税は転嫁できないということになっております。しかし、物品購入等には消費税が入っておりますので、預り金として支出をしなければならない。非常に市がやる経営に関しても大変な事態が起きるわけであります。

また、一般の事業所等を見ましても、ことしは消費税——私は特に建築をやっているのですけれども、消費税増税前の駆け込みというようなことで、非常に仕事の量は増えております。しかし、受注単価は上がっておりません。また、ハウスメーカー等の仕事をやっている方も非常に忙しいようでありますけれども、単価は下がる一方であると。

また、中小業者にとってみますと、単価が切り下がり、そして経費は上がる中で消費税の増税があった場合は、転嫁ができないだろうというような予想もしている方が大勢いらっしゃいます。今回の4月8%、要するに3%を増税することによって8兆円の税収を見込んでいるところがございますが、その翌年の10月には10%、これが織り込み済みであるわけありますので、10%になった段階で13.5兆円の国民負担が増えると言われております。

私はそればかりでなく、今、国が計画しているのは、社会保障の削減をどんどん進めようとしている中でありまして、非常に国民は不安を持っているところであります。年収300万円の4人世帯で換算しますと、年間20万円の負担がかかるという試算もされているところであります。私はこういった増税に関しては、今の状況でやるべきではないというふうに考えております。

委員会では不採択でございますが、同じ雪国である湯沢町、この総務文教常任委員会が先般開かれておりますが、4対1で圧倒的多数で採択だそうであります。同じ請願であります。そして、その反対をした1人も延期なら賛成だという条件まで出したそうであります。私はこういった時勢にぜひとも我が議会でも、この消費税増税を中止する意見書の提出をぜひともしていただきたいという立場をお願いをいたしまして、討論にかえさせていただきます。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。9番・今井久美君。

○今井久美君 おはようございます。私はこの請願に反対です。私が言うまでもなく、今もう既に進んでいます。この消費税法、昨年の8月に自民・民主・公明3党合意をもとに参議院で可決成立しました。私は自民党を支持する者として、この増税は今ここでしなければ、そのタイミングを失うと思っております。

人口動態がいろいろ発表されております。この先の若い人、また社会保障のあり方を考えたときに、ここで上げなければ本当にタイミングを失うと思います。我が市の国保会計、後期高齢、介護保険、それらの会計も早く国が方向性を示さなければ、その定まりは収まらないと思います。

そしてもう1点。この財源を不用・不急の公共事業に求めている。たびたびこの公共事業が取り上げられますけれども、本当に皆さん、もう一度公共事業のあり方というものを考えてみてください。民間、公共を含めまして受注が安定しない中、自然災害の対応を含めて真剣に取り組んでおります。人件費の高騰、資材の高騰、経営も大変です。中には落札しない仕事は何本も発生するということも起きています。

今、原発の事故以来、この技術革新というものを公共事業の中でもどんどん進めています。事故後一、二か月で除染の技術が各社公表されました。今現在それで取り組んでいると思います。そういう技術革新をやるのもスーパーゼネコンを含めて、地方の業界のあり方だろうと思います。

これからも頻繁に続く自然災害、その公共事業は必要なのだという意味で、そんなところに無駄は1つもない、私はそう思っています。これから進む不用・不急の公共事業についても、明らかに大事な仕事であります。財源確保は、別の意味でもっと創意工夫しなければならぬものだろうと思います。そういった意味でこの請願に反対をいたします。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成25年請願第4号消費増税を中止する意見書の提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって平成25年請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

○議 長 平成25年陳情第1号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行い

ます。まず、本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 25 年陳情第 1 号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって平成 25 年陳情第 1 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第 3、第 71 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、及び日程第 4、第 72 号議案 平成 24 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての 2 件を一括議題といたします。2 件について産業建設委員長・山田 勝君の審査報告を求めます。8 番・山田 勝君。

○山田産業建設委員長 それでは、去る 9 月 3 日付託されました 2 件につきまして、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。調査の状況であります。平成 25 年 9 月 6 日委員全員の出席、議長からも出席いただきました。審査の内容であります。執行部それぞれ担当に出席を求めまして、説明を受け審査を行いました。その後、質疑を行い、採決を行いました。

第 71 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、委員会で採決の結果、討論なく全員一致で認定すべきものと決しました。

第 72 号議案 平成 24 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、質疑の後、討論なく採決の結果、全委員一致で認定すべきものと決しました。以上であります。

○議 長 2 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第 71 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 71 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 71 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 72 号議案 平成 24 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案認定の反対者の発言を許します。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 72 号議案に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。この水道会計の今までの状況は相変わらずということではないかと思えます。施設利用率は 3 割そこそこと、そして給水収益は 16 億 7,000 万円、元利償還金が 16 億 4,000 万円と、非常に大変な会計であります。そして監査報告意見書によりますと「今後ルールどおりの繰り入れが行われ」という指摘も受けているわけではありますが、再三私は指摘した部分でありますけれども、このルールどおりに繰り入れをしなかったために、かなりの現状打開ができない状況を生んでいると思えます。

合併前は負担金というようなことで、非常に多額のお金を徴収して、各町が負担していたものでありますけれども、合併してからはもう全て水道料金で賄うということであります。概略的に申しますと、私は 6 割、要するに 3 割の供給実績でありますので、3 分の 2 については過大投資、要するに今現在使っていない水道料としての負担はいかかなものかということで、投資部分に関しては、あるいは見込みの部分に関しては、私は水道料金に課すべきではないという主張をずっとしてまいりました。

そうした中で、今回の大きな特徴は、計画どおりずっと水道料金を下げずにやってきたわけではありますが、返済がなかなか大変になるということで、ここで平準化債という形で借金を返すために借金をするという——市長に聞いたところは、火の車の操業をせざるを得ない状況であるということ、これは大変なことだと私は思っております。

本来ならば減価償却費は内部留保ができ、そして修繕あるいは再築、更新、そういった部分に充てるような健全経営が望ましいわけであります。けれども、そうではなくて今一番やらなければならないことは、高額な水道料をずっと果たしてきた市民には、本当に大変なご苦勞をかけている。そして今滞納者がどんどん増えていると、あるいは福祉減免という制度をもつってやらなければならない状況と、基本的な生活に必要な水に関してこれだけの負担を求めることは、私はいかかなものかということを常に申し上げております。

そういった面からしても、私は一般会計でも申し上げましたけれども、もう水道料金の値下げ待ったなしという観点から、私はこのままの水道料金で続けるこの予算には、賛成しかねるわけでございます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。13 番・関 常幸君。

○関 常幸君 おはようございます。第 72 号議案 水道事業会計決算認定について賛成の立場で討論に参加いたします。施設の過大投資、人口減少や節水志向が進む中で、水道普及率は 97.4%と昨年を 0.2%上回り、有収率も昨年 0.9%上昇する 79.5%となりましたが、経営状況は厳しい環境であります。そういう中で職員は災害復旧工事を最優先すると同時に、各種工事にあたっては、道路工事や下水道工事との同時施工により、経費節減等企業努力、その中でも平準化債の導入等に努めており、それらの姿を見ていれば、前者は、共産党は何をもって反対しているのでしょうか。

反対の理由は水道料金が低い、過大投資だから一般会計から繰り入れを多くせよの一点であります。水道料金が低いと常に市民の味方のようなことを言うておりますが、企業会計ですので、今一生懸命に企業努力をしている、必死であります。一般会計にも負担をしないようにという姿も見られます。

また、平成 21 年に策定された水道ビジョンは、内部留保資金の活用、施設の更新、維持管理等を鑑み、ビジョンの改定とあわせ、大規模な自然災害、大規模停電などを想定した非常用緊急水源の確保、常に市民のために、命の水確保のために前向きに取り組んでおります。

任期最後であります共産党のお二方も、この平成 24 年度水道事業決算認定に賛成いただき全会一致となるようお願いし、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 72 号議案 平成 24 年度南魚沼市水道事業会計決算認定に対して、市民クラブを代表して認定の立場で討論に参加するものであります。国からの交付金のうち、広域化の 9,400 万円を全額一般会計から入れれば水道料を下げられる、収益的収支のうち減価償却費が 9 億円もあるから水道料を下げられる、これは暴論であります。

収益的収支と資本的収支を総合的に見れば、給水収益 16 億 7,112 万円、一般会計からの繰入金 4 億 6,692 万円、企業債 4 億 1,630 万円では、事業費用 18 億 7,776 万円、企業債返済 16 億 4,534 万円ができなかったことは明白であります。さらには建設改良費 5 億 3,643 万円など捻出できるわけがなかったのであります。

決算認定であります。予算審議ではありません。予算が目的どおり執行されたかどうか、そのことに対する認定でありました。平成 24 年から始まった福祉減免制度の対象は 476 件、金額にして 6,363 万円でありました。コンビニ収納も 1 か月 1,273 件、金額にして 796 万円という実績が出ております。ただ、内部留保資金を 9 億 9,521 万円まで積み増しをしましたが、278 円でつくった水を 250 円で売らなければならないという決算数字でありました。水道ビジョン見直しの柱である緊急水源深井戸も概要は出ました。しかしながら、費用総額はこれからという段階であります。

さらには、清水地区、栃窪地区の災害復旧、水源渇水対策は終了できませんでした。老朽管更新も予定区間が終了できませんでした。さらには水道料金滞納額が 9,760 万円と 1 億円

にも迫った。これは不満でもあり懸念でもあります。しかしながら、放射性物質を含む汚泥は全て市外へ搬送、処理し、東京電力に2,100万円の賠償請求をした。冬期概算請求をやめ、無線メーターによる検針制度導入に向けて試験を実施し、給水区域拡大に向けて認可変更を行い、料金収納管理業務委託に向けての調査を行い、平成26年度に契約という段取りをつけた、この部分は評価をしております。

これらを総合的に審査をした結果、認定の立場の討論とするものであります。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第72号議案 平成24年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって第72号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第5、第67号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第6、第68号議案 平成24年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第7、第69号議案 平成24年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第8、第70号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、及び日程第9、第73号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの、以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。12番・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会には決算審査が5件付託されました。それに基づきまして審査を行ったものであります。期日でございますけれども、平成25年9月5日、委員出席状況は8名全員でございます。議長からも出席いただきました。審査の内容でありますがおのおの関係いたします執行部からの部長、課長、説明員からの出席を求め審査を行ったものであります。

最初に第67号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。執行部からの提案理由の説明を求め審議に入りました。この国民健康保険特別会計につきましても、議員各位におかれましてもご承知のとおりでありまして、当初一般会計から法定外繰入金1億5,000万円を予定しておりましたけれども、前年に比べ年間を通じて療養給付費が抑えられたこと等もありまして、最終的には法定外繰入及び支払準備金の充当を行わずに運営ができ、なおかつ黒字決算となりました。



その中で、主な質疑に関しまして若干述べさせていただきたいと思えます。不納欠損額が通常の2倍から3倍近くになっているが、その中身はどうであるか、ということであります。執行停止後の3年、不納欠損は約940万円であります。5年時効が770万円、即時欠損が55万円あります。どうしても大口があるというそのような形になりますから、こういう状況になったということであります。

次に、滞納者の実態に市はどのように把握しているかということであります。平成24年度の滞納者は1,404名であります。滞納額の多い方で559万9,000円あります。400万円から500万円の方が1名、300万円から400万円が3名、200万円から300万円が18名、100万円から200万円が83名、50万円から100万円が173名、50万円未満が1,126名という状況との報告がありました。

ジェネリック医薬品の効果は、金額はどのくらいなのか、という質問がありまして、ジェネリック医薬品の南魚沼市の普及率でありますけれども、全医薬品の中で使用されている品数の割合は26.6%と浸透が進んでいると……（何ごとか言う者あり）報告はよろしいでしょうかね、よろしければそのまま結構でございます。それではそういう意見もございましたので進めさせていただきたいと思えます。（何ごとか言う者あり）

○議 長 私語はしないでください。

○中沢社会厚生委員長 そういうことありますので、若干皆さん方も、委員会に出られない方もありましたので、私なりにさせていただきたいと思えます。

そういうことによりまして、ジェネリックの金額で下がった金額は大体5,300万円ぐらいであるということでございます。ジェネリック医薬品の全体は38%も占めているわけありますけれども、全部置きかわった場合、全体で1億4,200万円ぐらい削減効果が期待できるのではないかという報告が出ておりました。今後も通知を出した中で勧奨していきたいということでございます。

その後、討論に入りまして、反対討論、賛成討論各1名ずつありました。反対討論では、国保税が高くて困るという声が多い。もう少し払いやすい手立てを講じ、払える金額にすべきである、という趣旨の反対討論でありました。賛成討論では、国保税は国民が生活していく上でのセーフティネットである。与えられた制度の中で行政としていかに市民の負担が少なくなるか工夫し、きちんと取り組まれ、執行されているので賛成である、という討論でありました。採決の結果、賛成6、反対1、賛成多数で、第67号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については原案のとおり認定と決しました。

次に第68号議案であります。平成24年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。提案理由の説明を受けた後に質疑に入りまして。介護保険を受ける高齢者が増える中で、ケアマネジャーの人数が足りないのではないか、現状はどうなっているかという声があがっているが、ということあります。それにつきましては、市内ではケアマネジャーが不足している。新規事業者が出ていってそういうところに居宅をお願いしているし、よりよいプランを立ててもらうためにもことしから市内全ケアマネジャーを対象に、2日

間の研修を実施している、ということでございます。

討論に入りまして、反対、賛成おのおのありました。反対討論では、第5期目の方向性をみると我々が望む体制になっていないように思う。在宅での24時間体制はまだまだである。待機者の問題、保険料が徐々に増えていく問題もあり、改善策が必要である、という考えであります。そういう意味で反対であるという旨の反対討論でございました。賛成討論におきましては、介護社会という中で、介護保険で助かっている人も多い。施設を増やせば負担も大きくなるが、これは今回の決算とは切り離すべきである。介護保険の中でどれだけ賛成、反対ではなくて、医療を整えながら全体的に見ながら、よくしていかなければならない。そういう立場で賛成の討論であるということでありました。

採決に入りまして採決の結果、賛成6、反対1で賛成多数で第68号議案は原案のとおり認定をすることに決しました。

次に第69号議案であります。平成24年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。同じく提案理由の説明をもとに審査、討論に入りました。反対討論では、制度そのものの反対である旨のという反対討論であるということでありました。賛成討論でありますけれども、これは国の制度であり、制度に反対だから決算に反対というのはいかかなものかと、行政としてきちんと執行しているのかどうかであるから、その観点から何ら問題はなく賛成である、という討論でございます。採決の結果、賛成6、反対1で賛成多数で、第69号議案は認定されました。

次に第70号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。同じく執行部から提案理由の説明を求め、審議に入りました。これに関しましては皆さんも関心がありますので若干触れさせていただきます。経営的なことに関して今後検討することになっているが、どういう方向で検討しているか、ということでありました。これにつきまして執行部のほうから、常勤医師の増加が見込めないために、本年度中に一定の方向を出せるかと考えている。入院機能をどうしていくかが選択肢の1つに、介護施設もあるが、その計画は出ていない。どういう検討組織にしていくか内部で検討中の状況である。という質疑がありました。

そして討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、原案全員賛成で第70号議案は、原案のとおり認定であります。

最後に第73号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。これにつきまして執行部から説明を受けた後、審議に入りました。質疑を行った後、討論に入りました。討論はございませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり第73号議案は、認定されました。以上でございます。

○議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第 67 号議案 平成 24 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 おはようございます。第 67 号議案 平成 24 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場で討論に参加いたします。1861 年に皆保険制度ができ、安心して医療にかかる制度だということができました。しかし、1984 年の国保法改定から、国庫支出金が医療費全体の 45%繰り入れを 38.5%にまで下げ、その後の国保の改定で事務費や軽減措置などの国庫負担が縮小や廃止され、国保の総会計に占める割合が、国が出すお金 1984 年のころの 50%から現在の 25%にまで半減しています。だから国保会計は今危機的状況になっています。

安倍政権になって行き詰まった国保会計の打開策として、保険者を県単位にすることが討議されています。今まで自治体でそれでも顔の見える対応が、市長がよく言うむいたり剥いだりはしないのだというそういうことができなくなるのではないかと。収納がますます厳しくなり、私どもは県単位になることにも反対です。当市は国保税が県内で 1 位、2 位を争う高い保険料でもあります。

収納に対しては、ことしはコンビニを取り入れたこともあり、非常に改善されたという説明がありました。しかし、3 か月証や資格証の発行も少しは減っていましたが、やはり県内では高止まりで多いです。本当に高い国保税を払っている、そういう方もやりくりしてやっと払っている状態であると私は認識しております。

しかも、平成 23 年度、平成 24 年度と法定外繰入を、値上げを食い止めるために繰り入れたということでしたが、結局値下げには使えませんでした。市長は決まり事であったと言っていますが、値下げのために利用したいと言えば反対はなく、市民からも喜ばれることは間違いありません。保険者は自治体であります。市長の決断でやれたのではないかと思います、実現してほしかったです。

また、この平成 24 年度には国保法 44 条の要綱がこの市でもできていました。しかし、私は国保税の一般会計を質問しようと思って調べる中で、これがわかったというか全く知りませんでした。知らなかった職員もいたのかということも考えられるほど、私にとっては広報が不足だったと思っています。全市民に知らせることを求めます。これは医者にかかるときに窓口負担の減免制度です。今のこの要綱では生活保護者の 1.1 倍と書いてありますが、とてもこれでは救えるとはいえません。せめて 1.3 倍ぐらいを求めます。また、適用には近くに親戚などがおられれば、それは適用にならないというようなことも聞いております。全く生保と同じ扱いかということで、法はあるけれども、と言わなければなりません。

行き詰まったこの国保税を、払える国保税にするためには、国庫支出金を 1984 年以前の 50%に戻すよう国に働きかけることの提案にも、市長は明確な答えがなかったようにも思いますが、私は今の段階ではそれ以外に道はないと考えております。現在ますます低収入者の割合が増える、この国保は命を守る最後のとりでの役目も果たしております。国庫補助の増

額の実現で払える国保会計にすることを求めて、反対の討論とします。よろしくお願ひします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は市民クラブを代表しまして第67号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について賛成の立場で討論に参加をしたいと思ひます。平成24年時点、今でもそうですけれども、一部景気が上向いてきたとはいってもなかなかこの地方まで景気回復がみえないという中であります。国保税の負担も相当なものだということは私も感じております。国保税の滞納が前年度に比べて多少減ったとはいっても、4億7,800万円にもなっていることは、そのあらわれだと思ひます。このことは反対者も言うように、国民健康保険の制度そのものを抜本的に見直さない限り、一地方自治体での対応ではなかなか難しい問題を含んでいることであります。

そういう中で国も地方の国保財政が厳しいという中で、国保財政安定化事業、高額医療費共同事業などの国保財政基盤強化策を延長しているわけでありますし、そして70歳以上75歳未満の被保険者の1割負担から2割負担への見直しについては、平成24年度時点では、引き続き凍結をしてきたわけであります。

市も国保税の負担も限界に近いという中で、先ほど来話が出ていますように、当初予算で1億5,000万円の法定外繰入を予定しまして、数年前の国保運営協議会の検討結果を踏まえて国保税の値上げを極力抑えた予算組みをしてきました。さらに、所得状況によって税率も据え置きという中で、平成24年度国保運営をしてきたわけであります。その決算時点での結果としまして、1億5,000万円の法定外繰入もせずにすんだと、そして委員長からの報告にもありましたように、基金充当もしなくても税率を据え置くことができたわけであります。

そうかといって、今、反対者が言いましたように、予定していた1億5,000万円の法定外繰入を値下げのほうに回せるかということですが、私たちが議決したのは目的税であること、そしてまた国保加入者が3割弱であるという状況を踏まえて、そして国保運協の答申を踏まえて、1億5,000万円を法定外繰入して、国保税の値上げをできるだけ抑えたいという立場で議会議決をしたものであります。

反対者が言うように、市長の判断でそれが値下げに回せるというものではありません。議会の権威をそれは下げるといふような発言でありまして、それは絶対に許せることではないわけでありまして、そういうところもご理解いただきながら、この今年度の国保税の決算をみていただきたいと思ひます。

ただ、反対者が言うように、私も病気になったとき、誰もが安心して医療にかかれるための国保制度でなければならないということは十分承知をしていますので、いろいろな面で国への働きかけも今後はしていかなければならないというようなことを感じております。そういう対応、努力も今後することも含めまして、今年度、平成24年度の決算認定については賛成をするものであります。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。15番・樋口和人君。

○樋口和人君　それでは第67号議案　平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で南魚みらいクラブを代表して討論に参加をいたします。国民健康保険法は、昭和33年に社会保障と国民の健康の向上を目的に制定をされ、公的医療保険のセーフティネットとしての役割を果たしています。この制度自体が疲弊しているというのは前者それぞれお話があったということで事実なわけですが、そういった中でも市町村については、この法の定めの中でこの事業を行っていくということでもあります。

今言ったこの疲弊した制度の中で、いかに市民の負担を低くして健康を守っていくかということが求められていると思っております。そうした中で南魚沼市の平成24年度の国民健康保険特別会計の執行状況を見たときに、全体では被保険者の減少が続いている中で高齢者の割合が高くなって、1人当たりの医療費も年々増加しているということでもあります。その中で少しでも加入者の負担を抑えるということで努力をした中で、法定外繰入についてもせずに済んだ、あるいは基金の取り崩しもしなかった。いろいろな努力をした中で、さらにそれを準備していたこともお金の手当てをしないで済んだということで、非常にここは努力の跡がみられると思っております。

その中で法定健診ですとか、人間ドッグの助成ということで、市民の健康を守るという強い意志を持ってこの事業を進めているという姿を見てとれます。この中で滞納が4億7,800万円、そして不納欠損が1,771万円というものがあります。この辺が気がかりなところでもありますけれども、収納率の向上に努めている姿をきちんと認めるところであります。今後、この負担の公平性の確保のために収納率の向上にはさらに努めていくという姿も、委員会の中でも執行部のほうから出されているところでありますし、また今後もそれに努めてもらいたいと思っております。

また、市長会等で進めているとのことでありますけれども、今後この制度が現状にあった制度、県で一括してというようなお話がありますが、そういったことも引き続き働きかけをしていただいて、ぜひ市民の最後のセーフティネットということを守っていただくといいことをお願いした中で、この南魚沼市の国民健康保険特別会計につきましては、法の精神にのっとって適切な執行がなされていると考えます。よって、第67号議案につきまして賛成の立場で討論いたします。

○議長　次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 67 号議案 平成 24 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって第 67 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 68 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 第 68 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計決算に反対の立場で討論に参加いたします。ほとんどの女性の手に委ねられていた介護を、家庭の場から社会でみることには私は賛成であります。しかし、介護が必要になっても尊厳が保たれ、質の高い医療や福祉を提供し、安定した介護保険の確立を求めるということを、厚労省はこの介護保険にはうたっておりません。

現在 5 期目になりました。また保険料は値上げになりました。今は新たな税負担と住民の側からはなっています。また、安心して介護が受けられる仕組みにはほど遠く、認定された介護度での利用範囲であり、女性の手から 100%開放された介護保険とはまだなっていません。また、24 時間介護を目指した 5 期目ですけれども、今までのデイサービスがこま切れ状態になったり、頼れるデイサービスとしてもますます遠のいているように感じています。改正のたびに値上げになり、サービスが低下され安心して利用できる介護保険とは言いがたい。よって反対をいたします。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は市民クラブを代表いたしまして、第 68 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。介護保険制度、反対者のほうからも説明がありました。そしてこの現行の介護保険は、3 年に一度改定が行われました。平成 24 年度は改定があった年であります。そして、介護保険法も改定されまして、今ここで言いました市も 5 期目に入ったわけであります。

反対者も言っているように、なかなか介護保険料は高い。1 期目、スタート当初は大体 2,000 円程度であったのが、基準月額が 5 期目は 5,200 円ぐらいになっています。この間に大分上がったという感じがするわけです。料金的にはそういうふうになりましたけれども、この介護保険制度の目的であります介護の社会化ということで負担もしながら、そしてまたみんな介護環境をよくしていこうというようなことで、在宅、そしてまた施設整備も今進めているわけであります。

特に特養などの施設の不足がまだまだと言われている中で、5 期計画に沿って平成 24 年度は特養も開設をいたしました。反対者が言うように 24 時間介護を目指して 5 期計画があるのではないかということですがけれども、一気に 24 時間介護はできない。そのためにいろいろな施設整備をしながら、それは進めなければならない。5 期計画の中では、持続可能な在宅介護のために、小規模多機能の施設も充実させていこうとしていくわけですので、そういうと

ころを整えながら 24 時間介護に向けているわけであります。その辺もご理解をいただきたいと思ひます。

そして、さらに料金的なことを言えば、基金も取り崩しながら、そして保険区分も今までの 8 段階から 9 段階にして比較的所得の多い方の負担を多くしながら、介護保険をやっていること、運営していることというような年でありました。そういうところも評価できる場所でもあります。

そういう点を見ますと、なかなかこの介護保険も国の制度的なところで問題もあつて、使いつらいというところもあるわけですがけれども、南魚沼市の介護保険の特別会計としては、平成 24 年度を評価するところがあるのではないかとひは判断をいたしました。引き続き国への改善の要望はしていかなくてはなりませんけれども、そういう立場で賛成討論としたひと思ひます。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 68 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よつて第 68 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 5 分といたします。

〔午前 10 時 46 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 05 分〕

○議 長 第 69 号議案 平成 24 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案認定に反対者の発言を許します。23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 第 69 号議案 平成 24 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。(何ごとか言う者あり) ありがとうございます。後期高齢者保険は、必ず間近に控えた年齢になって区別されることにまず反対です。先日も高齢者で、初めてそれがきたので何だろうと思つて開けてみたら、後期高齢者の保険証だったと。非常にかっかりし、しかも大きくなつて何かこう気分が落ち込んだということをお聞かせしてもらいました。

この保険は県に委ねられ、裁量権も市にはありません。料金は本県では値上げにならずに

頑張っていますことは評価しますが、この利用料というか医療費も現役並みの世帯には3割負担で、扶養になるべき高齢者でも保険料は払います。少ない年金者からも保険料がとられ、しかも、私は区別されただけ損だということで反対をいたします。

私もこのたび、議会をやめることになりまして、この年齢に近くなりつつありますが、そういう中で非常に近づくことには、若干恐れおののいてもいます。そのまま、こういうことに区別されないで死を迎えられたほうが、平安に迎えられるのかという思いも込めて反対の討論とします。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第69号議案 平成24年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって第69号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第70号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第70号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第70号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第73号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。



〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 73 号議案 平成 24 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 73 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 10、第 22 号報告 専決処分した事件の報告について（ロータリ除雪車（2.2m級）購入の変更について）、日程第 11、第 23 号報告 専決処分した事件の報告について（ロータリ除雪車（2.6m級）購入の変更について）、及び日程第 12、第 24 号報告 専決処分した事件の報告について（ロータリ除雪車（2.6m級）購入の変更について）までの以上 3 件を一括議題といたします。3 件について説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 22 号、第 23 号、第 24 号報告についてご説明申し上げます。本 3 件は、先の 6 月の定例議会におきまして、第 51 号、第 52 号、第 53 号議案として提案し、ご同意を賜ったものでございます。ロータリ除雪車の購入契約でございました。その契約に係る変更契約でございまして、いずれの案件も増減額が 100 分の 5 以内、かつ 1,000 万円以下の変更契約でございましたので、市長の専決事項の指定第 3 項の規定に基づきまして、この 9 月 3 日に専決処分させていただきました。つきましては地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、ご報告を申し上げるものでございます。

最初に第 22 号報告についてご説明申し上げます。議案をご覧いただきたいと思います。3 ページをご覧ください。建備第 1 号、ロータリ除雪車（2.2m級）1 台の購入契約の変更に係る専決処分書でございます。記載のように、1 の変更前の契約金額、3,126 万 9,000 円を、27 万 3,000 円減額いたしまして、2 の変更後の契約金額、3,099 万 6,000 円とするものであります。3 の減額を率にいたしますと、100 分の 0.87、0.87%の減額でございまして、4 の契約の相手方は、記載のとおりでございます。

変更の理由・内容でございしますが、皆様にご決定いただいた今年度降雪期の安全な交通確保と、効率的な除雪体制を構築のため、GPS 機能を活用したシステム導入をいたします。そのシステムを運用するに当たりましては、「スマートフォン」の使用によりまして稼働記録を直接システムに取り込めるようになりましたので、今回、当初契約でオプションの仕様としまして IC カードによる稼働記録の装備をしておりましたが、それを取りやめるものでございます。

めくっていただきまして、5 ページが変更契約の写しでございます。次の 7 ページ以降は、当初契約の仕様書でありますして、12 ページをご覧いただきたいと思います。ここはオプシ

ョン装備の仕様でございますが、一番下段の7、付属装置及び附属品の4行目に「ICカード」一式というものがございまして、この部分を変更減するものでございまして、第22号報告につきましては、以上でございます。

続きまして、第23号報告でございますが、これも3ページをご覧いただきたいと思っております。建備第2号、ロータリ除雪車(2.6m級)スイングオーガつきでございますが、1台購入の変更に係る専決書であります。記載のように、1の変更前の金額、3,306万4,500円を、23万1,000円減額いたしまして、2の変更後の金額、3,283万3,500円とするものでございまして、減額率は100分の0.7、0.7%でございます。4の契約の相手方は、記載のとおりであります。変更理由、変更内容につきましては、先ほど申し上げました第22号報告と同じ内容でございます。めくっていただきますと5ページには変更契約書の写しが、7ページ以降は、先ほどと同様、当初契約の仕様書でございますが、同じ12ページに先ほど申し上げました「ICカード」の記載がございまして、その部分を減額するものでございまして、第23号報告につきましては、以上でございます。

次に第24号報告をご覧いただきたいと思っております。3ページをご覧ください。建備第3号、ロータリ除雪車(2.6m級)スイングオーガの装着はなしで2台購入の変更契約に係る専決処分書であります。これも記載のように、1の変更前の金額、6,222万3,000円を、46万2,000円減額いたしまして、2の変更後の金額、6,176万1,000円とするものでございまして、減額率にいたしますと100分の0.74、0.74%でございます。変更理由及び内容につきましては、前2件の報告と同様でございますが、5ページには、変更契約の写しを添付してございます。7ページ以降は、先に申し上げました2件の報告と同内容でございますが、これは2台でございますので2台分のオプション装備を減額するものでございまして、

以上3件につきましてご報告申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この数値というよりも、除雪機械を100台所有しておりますけれども、ほかの100台についても、こういうスマートフォンで対応できるというようなところもあるかどうか、1点お伺いします。

○建設部長 今年度から全車にスマートフォンによるGPSのシステムを導入する予定でございます。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 特別何ていうことではないのですが、第22号報告と第23号報告、次の第24号報告もそうですが、ICカードの機械自体は、第22号報告の機械についていたものと、それ以外の機械についていたものは、品物が違うので値段が違うということですか。

○建設部長 このICカードのシステムにつきましては、メーカー指定ということではなく、社団法人日本建設機械施工協会が定めています規格に適合したものであるということでさせていただいておりますので、納入される業者さんがどこのメーカーのものを取り扱うかというのは規定しておりません。納入業者さんごとに物は違うとは思っております。ただ、県内で

は同一メーカーさんが入っておりますので、その納入のときの見積もりによって違うのではないかというふうに受け止めております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で第 22 号報告、第 23 号報告及び第 24 号報告を終わります。

○議 長 日程第 13、第 25 号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それではけさほど申し上げました第 25 号報告についてご説明申し上げます。本件は、一般会計の継続費に係る事業が、平成 24 年度で完了いたしましたので、3 ページにございます継続費精算報告書を調整いたしまして、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、ご報告申し上げます。

3 ページをお願いいたします。表がございしますが、左に記載してございます第 9 款消防費に係る消防庁舎改築事業の継続費でございます。表上段の欄のほうで、左から全体計画、実績、比較の順でそれぞれ年割額に沿った実績との比較等が記載されてございます。

真ん中の実績の最下段「計」の部分をご覧いただきたいと存じます。左から支出済額が 9 億 6,597 万 1,275 円、財源内訳では、国県支出金がゼロ、地方債が 7 億 7,230 万円、その他とありますが、これは湯沢町さんからの負担の部分でございまして、1 億 9,287 万 7,000 円、一般財源がその残分の 79 万 4,275 円というものでございます。

その隣、比較でございしますが、左端に年割額と支出済額の差の最下段「計」の部分で、三角表示されておりました、継続予算の精算残額は 9,922 万 8,725 円になるというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 この内容がともかくというわけではありませんが、朝一で失念をしていたという説明がありました。「失念」というような話では、非常に不適切であったとも思っております。事実としてそのようなのでしょけれども、あってはならない部分だと思います。ましてや法令上、これを報告すればいいということらしいですが、既に一般会計の決算の認定が終わっている後で、こういう形になる。法令上の問題はないという話ですが、こんな順番になること自体のほうがおかしいと思っております。ほかにも適正な形での執行になっていない部分もあったり、あるいは資料等の訂正もたびたびあるわけです。議会に臨む姿勢としてもっと緊張感を持って臨んでいただきたいと思っております。

○市 長 ご指摘のとおりでありまして、緩んだとかということ以前の問題であります。今後担当も含めて、こういうことを二度と繰り返さないように、改めて綱紀肅正ということも含めて、職員に申し上げますので、このたびはひとつご理解をいただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

**○議 長** 日程第 14、第 86 号議案 大和庁舎転倒事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

**○総務部長** それでは、第 86 号議案につきましてご説明申し上げます。本件は昨年平成 24 年 3 月 5 日に大和庁舎入り口前の敷地で、来庁者が転倒して負傷した事故につきまして、このたび示談の成立見込みが立ちましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 及び 13 号の規定に基づきまして、損害賠償の額を定め、和解をすることにつきまして議決を賜りたいものでございます。

事故の概要でございますが、先に申し上げました昨年 3 月 5 日の午前 12 時ごろ、お昼ごろでございます。大和庁舎大和市民センターを訪れました被害者が、用件を済ませまして駐車場のほうへ移動中に、庁舎の入り口前の敷地に設置されておりました消雪用の青いサニーホースでございます、それをまたごうとしまして、そのホースの継ぎ手部分、塩ビの継ぎ手ありましたが、それを固定していた針金に後ろ側の足、右足になるのですが、靴が引っかかりまして、片足立ちのままその引っかかった部分を振り払おうとしていたところ、バランスを崩して転倒しまして、右足の大腿骨頸部というところで、股関節に近いところだということですが、そこを骨折してしまったというものでございます。

その後は、そこを人工骨頭でして、障害認定を受けた結果になっております。事故の発生後は、事故の被害者と市とで、当時市は全国町村会の総合賠償保険に加入しておりまして、その内容によります対応で直接交渉ということにしておりましたが、昨年 8 月に被害者のほうで、それから市としましては 10 月にそれぞれ代理人弁護士に交渉を委任しまして、本件事項に基づく治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料等の損害額、それと過失割合の示談を訴外、つまり訴訟をせずに行ってきたところでございます。

それでは議案をご覧いただきたいと思えます。まず 1 の和解並びに損害賠償の相手方でございますが、事故当時は市内浦佐地内の住所でございましたが、現住所は柏崎市大字北条 738 番地で、お名前は島田とみ子さんとおっしゃいます。2 の損害賠償額でございますが、島田さんが今回の事故で被った損害額といたしましては、先ほども申し上げました治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料等で合計 1,161 万 7,628 円で、市の過失割合を 50%といたしまして、このたびの事故による後遺障害に係る障害年金を受けているのですが、その既に支払われた部分 68 万 8,212 円を控除いたしまして、512 万 602 円としたいものであります。

次の 3 和解の要旨であります。2 の今ほど申し上げました損害賠償額を市が相手方、島田さんでございますが、支払うことで和解した後は、本件に関する他の債権債務が一切ないということを相互に確認するものでございます。なお、本件に係る島田さんにお支払いする賠償金は、当初に申し上げました全国町村会総合賠償補償保険から島田さんの指定する口座

に直接振り込まれることになるものでございます。

以上で説明を終わりますが、こういった事故等がないように公共施設の安全確保のための管理をより徹底してまいりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 大和庁舎転倒事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、発議第 2 号 南魚沼市コシヒカリの普及促進に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 それでは発議第 2 号 南魚沼市コシヒカリの普及促進に関する条例の制定について、説明を行いたいと思います。「木枯らしが 吹けば色なき越の国 せめて光れや稲越光」コシヒカリの名付けの親であります国武正彦さんが、1955 年命名に当たり詠んだ短歌であります。国武さんは県農業試験場の稲作試験研究者で試験栽培を取りまとめてくれました。\_\_\_\_\_その後全国に名をはせる超有名ブランドとして「コシヒカリ」、特に「魚沼産コシヒカリ」はトップの座に君臨してきたわけでありませぬ。しかし、全国の生産者はコシヒカリを追い越そうと必死に頑張っています。こういった近年の他産地の追い上げ、そして温暖化による一等米比率の低下、低価格米志向や米消費そのものの減少など、懸念の材料もあるわけでありませぬ。

それでは、本条例の提案に至った経過説明、目的説明をしたいと思ひます。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_全国で挑戦が続く中、さらに品質を上げながら南魚沼産コシヒカリのブランドを向上させることが必要であること、市民や各セクションで取り組むことで、市全体の一体感を調整し、合わせて郷土愛を育むこと、食育に配慮しつつ消費の拡大を図るという点であります。

それでは条文の説明をさせていただきます。第 1 条であります。普及促進を目的にあげています。しかし、目的でありながらこの行為が、ブランド向上や市民の一体感醸成、郷土愛

を育む、食育推進などの手段でもあります。

第2条、市執行部の役割を明示しています。教育現場等とは、保育園や特養施設など広く範囲を捉え、コシヒカリ加工品とは米粉パンなども範疇に含めたいと考えてのものであります。

第3条、生産者、事業者の役割であります。安全性や品質の確保のみならず、圃場が生産の場だけではなく、景観や環境保全の場であることも含めさせていただきました。また第2項では、市や他の事業者、ここには旅館やホテル、飲食店などと互いに連携協力することを求めています。

続いて第4条市民の協力について記述させていただきました。市や事業者の普及促進事業、イベントなどに積極的に参加をいただきたいこと、第2項では子どもたちへの食育をすすめ、特にコシヒカリによる朝食をとることで、健康や学力向上に努めることができるということを示しています。

第5条ですが、コシヒカリのメイン産地としての思い、今後への努力を再確認すべき日として、また今後の展開として新米キャンペーンなど、イベントのタイミングの日として、毎年10月10日を南魚沼市コシヒカリの日として定めるべきと考え提案いたしました。

最後に附則であります。本条例の日を第1回南魚沼市コシヒカリの日でもあります平成25年10月10日としたいものであります。

「不死鳥と なりて羽ばたけコシヒカリ 復活のバネ強く生かして」先ほどの国武さんがコシヒカリについて、今後も光り輝くようにと2005年に同じく詠んでおります。議会の皆様、職員の皆様、本条例をきっかけとして、心を一つにし、南魚沼産コシヒカリを発信しようではありませんか。よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。15番・樋口和人君。

〔「議長、休憩動議」の声あり〕

○議 長 休憩といたします。

〔午前11時38分〕

○議 長 休憩前に続いて会議を再開いたします。

〔午前11時42分〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は1時5分とします。

〔午前11時42分〕

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。提出者。

〔午後1時05分〕

○山田 勝君 先ほどの説明の中で、若干認識の違い及び齟齬がありましたので、削除をお願いしたい部分がございます。1点目ですが\_\_\_\_\_という部分、もう1点は\_\_\_\_\_という2点であります。調査の結果、昭和29年、魚沼地域で5か所ほど試験栽培をされたようであります。こういう地域を限定してのものは非常に誤解を招き、また、今後の齟齬もあると思

いますので、この地名及び個人名については削除したいものであります。よろしく願います。

○議 長 ただいま山田 勝君から発言について、会議規則第 65 条の規定によって取り消したいとの申し出がありました。

○議 長 お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって山田勝君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

○議 長 それでは質疑を行います。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 4 条の市民の協力という部分について、2 項部分がどうも私はしっくりいかなく理解したのですが、こういった食生活について義務的な、「朝食については」というようなそういう限定した部分をするのはいかがなものかという気がしたのです。もう少し説明をいただければと思います。1 項だけでいいのではないかという気がしたのですが、あえてこうしたところはどういう意味でしょうか。

○議 長 提出者。

○山田 勝君 やはりご飯、それと教育に絡めて食育ということで、とにかく子どものときときからコシヒカリになれ親しみ、なおかつ体力、学力の向上を図れる朝ご飯というイメージをこれにはどうしても必要であろうということで、第 2 項を加えさせていただきました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 2 号 南魚沼市コシヒカリの普及促進に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、発議第 3 号 県立武道館の南魚沼市設置を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 発議第 3 号 県立武道館の南魚沼市設置を求める意見書の提出についてご説明を申し上げます。意見書案をご覧いただきたいと思います。南魚沼市では 5 月 2 日に市

長、教育長並びに議長も一緒に知事宛てに、この県立武道館の設置を要望してまいりました。その後5月27日、これは南魚沼市のみであります、基本構想検討会議でプレゼンをさせていただき、また7月8日には立候補市全部でのプレゼンに臨んだということでもあります。要望事項の内容については、記の1から3まで、この部分については5月2日に知事宛ての要望に沿った形でつくられております。

また、隣の魚沼市並びに湯沢町の議会に対しても、同様の内容での発議を当市の議長からお願いをしたり、魚沼市では10月4日に議運の発議で採決の予定でありますし、湯沢町につきましては9月26日総文発議で採決が予定されております。本意見書を県宛てに提出できますよう、また皆様方全員の賛成をお願いして説明にかえさせていただきます。

○議長 長 質疑を行います。19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 委員長の発議で来ると思ったのですが、それではない理由について、もしあればお答えいただければと思うのですが。

○議長 長 提出者。

○関 昭夫君 提出者、賛成者ということで発議をさせていただきました。

○議長 長 13番・関 常幸君。

○関 常幸君 総務文教委員会では、全会一致でなかったということではありますが、そのことについてどうでしょうか。

○議長 長 提出者。

○関 昭夫君 「記」の部分で意見の相違があるということで、賛成できなかった方がいらしたということでございます。

○議長 長 13番・関常幸君。

○関 常幸君 私は当然この議会では、全会一致になると思っておりますが、総務文教委員会で全会一致ではなかったということは、この議会の中でも全会一致にはならないという理解——それはわからないのですけれども、そういうふうに私は理解するところであります。非常に私はそのことについては、どういうふうな過程の中で、もし、南魚沼市の議会で全会一致ではなかったなんていうことが最終的な判断の中で、それが原因で落ちるなんていうことだってわからないわけありますので、そういうことは委員会の中でどうだったでしょうか。

○議長 長 提出者。

○関 昭夫君 質問ということですが、まことに答えづらい内容でございます、いろいろな内容の精査等もどうかという話がありました。私が説明の中で最初に申し上げましたが、市の5月2日の要請というか希望を伝えた内容、それから隣の魚沼市、湯沢町にお願いした内容、これを南魚沼市議会がかえるということは、ちょっといかなものかということで、このままの案文でという話になりました。その点で最終的にはこの「記」の3番目の原発事故云々という部分であります、委員会ではご理解がいただけなかったということだと思っております。ただ、先ほどもいいましたように、全員の賛成をいただいて出せることを希望



しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの誘致を求める意見書案について、2点わからないところがあるために、指摘をしておきます。この施設の規模とか、あるいはその誘致する条件がわかりません。また、財政負担についてもわかりません。それが1つの理由であります。

もう1点は市の防災計画のときにも議論がありましたけれども、柏崎原発において過酷事故が起きたときに、この南魚沼市が安全であるという確証はありません。そのときの説明にもありましたが、気象庁の統計によれば、ほとんどが三条市方面に流れるという説明でありました。私はこの原発事故が発生し汚染されるとしたならば、市民の誰もがこの南魚沼市が安全だという考え方は持っていないと考えています。ましてこの文面にある避難先として想定されているということは、余りにも私はこの意味合いを理解することができません。

もう1つつけ加えるならば、原発事故をなくす最短の考え方は、再稼働等にまず反対をし、そして早く終息の道を見つけ、そして技術革新という話もきょうありましたけれども、そういった全知を尽くして、原発再稼働過酷事故を防ぐ道がまず第一だと考えております。以上の理由によりまして私はこの意見書については賛同しかねます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。13番・関 常幸君。

○関 常幸君 前者の反対の意見が、まさに私に言わせれば奇弁でしかないと思います。まず2つあげましたけれども、県がつくるわけでありまして、大原運動公園にとっては待望の施設でありますので、ある程度の市としての出費も出てくると私は思っておりますけれども、それを理由にこれだけの武道館の設置を反対する理由には、私は当たらないと思います。

次の原発事故の避難場所については、5か所出ているうち、どのように有利に南魚沼市にもってくるという中では、私は1つの選定の大きな理由にもなると思います。

後段のほうには、原発の核事故の再稼働なんていうことまで話して、そんなことは全然この問題には関係ないわけでありまして。ぜひ、私はこの県立武道館が南魚沼市に設置されるように、本当に全会一致を望むものであります。ぜひ、皆さんから賛同いただきたいと思っております。以上です。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 県立武道館の南魚沼市設置を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、発議第4号 消費税増税を中止する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第4号 消費税増税の中止を求める意見書の提出についてであります。委員会で不採択でありましたが、本会議でぜひまた問いたいという立場であります。事前の審議審査になるかと思えますけれども、次に出ている消費税の問題の意見書も、発議5号であります。私は討論でも申し上げましたように、アベノミクスで今の景気回復になると、そしてさらに公共投資を続けて、あるいは財政出動をして、消費税増税を導入できる経済状況をつくるということは、私は余りにも達成できるものではないと思っております。

国民の懐を暖める施策が、アベノミクスにはありません。後段の部分にもありますけれども、株価が上がり、要するに株を取り引きしている富裕層の方々、あるいは大企業等が恩恵にあやかる内容が余りにも多いのがアベノミクスでありまして、そのおこぼれちょうだい庶民の所得が上がり、経済状況が好転するというものではないと考えております。現状で消費税増税をやってはならないと思っている次第で、この意見書の提出をぜひお願いしたいということであります。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。13番・関 常幸君。

○関 常幸君 この意見書に反対の立場で討論に参加いたします。平成23年度の国の予算は92兆円で、社会保障費は土木等の政策分野が削減されておりますが、この保障費については1兆5,000億円増の29兆円であります。国債費等を除いたいわゆる一般会計歳出に占める割合も、2年連続で社会保障費は5割を超えております。そして、平成23年度の社会保障給付費は、国の予算を上回る105兆円であります。年金が53兆円、医療費は32兆円、福祉ほかで20兆円であります。このままいけば10年後には給付費は1.8倍になると予測している人もおります。

反対の人は、中止をすればこの財源はどのようにするのですか。給付の抑制ですか。そして自然災害から命を守る国家強靱化法を後退させるというのですか。やはり、財源を新たに確保するより私は道がないと思います。消費税5%は先進国の中でも、確か台湾が5%だと思えますが、ほとんどが15%から20%です。高齢者の皆さんが安心して過ごせるためにも、中止はあってはなりません。本発議に反対されるようお願いして終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。23番・岩野 松君。

○岩野 松君 消費税増税中止を求める意見書に賛成の立場で討論に参加します。ただいまそれに対する反対の討論がありました。財源云々も言われましたが、私はこの消費税そのものの創設のときから、これは弱者救済にならない、低収入者には大変な税金になるということで反対をしてきました。しかし当時、大平首相だったと思いますが、0.01%でもいいから始めさせてほしいと言ったのを、私は本当によく耳にして覚えております。しかし、今回の値上げに際しても、大半の方は反対であります。この議会ではそうかもしれませんけれども、私は腹の中で上げてほしくないと思っているのかなと思っております。

そして、中小企業の人たちにも悪影響があり、これの増税分は転嫁できるというのが少ないと言われております。5%に値上げになったときから、特に大企業への減税が行われました。今266兆円の内部留保があるとと言われております。その一部を取り崩し、応分の負担をしてもらい、そしていわゆる勤労者それから国民の収入を増やす対策をとることによって税収を増やす。それで消費税増税をしなくてもやれるというのが、共産党の提案でもあり、私はそのように思っております。

皆さんの懐が豊かにならなければ、やはり税金も上がってきません。5%になったとき、先ほども出ましたけれども、実際的な税収は上がっておりませんでした。消費税としては上がってきても、全体からみれば下がってくるそういう結果は、経済が落ち込むからだということであります。先ほどアベノミクスの問題がでましたので、それは言いませんけれども、そういう考えでやはり消費税は、私は値上げすべきでないと思っております。以上で、賛成の立場で討論に参加しました。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 消費税増税を中止する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって発議第4号は否決されました。

○議 長 日程第18、発議第5号 消費税増税の慎重な判断を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発議第5号 消費税増税の慎重な判断を求める意見書の提出についての説明をいたします。今ほど来、中止といった意見書が出てきましたけれども、私は慎重に考えるべきという意見書でございます。

自民党政権になって10か月が今過ぎようとしています。今までの政権、自民党もそうだったのですけれども、1年置きに総理が変わるような政権でした。ここにきて自民党が政権を奪還したわけですので、しっかり政権を長く務めて、アベノミクス3本目の矢であります成長戦略をやった上で、消費税を上げるということをやったりしなければいけないのではないかと。大分世間の中でも消費税は上げなければいけないと思っている人は多いと思います。だけれども、この平成14年の4月に8%になる、それに対してはしっかり地方の末端まで景気がよくなってこなければ、まだ慎重に考えるべきではないかという時期だということで、この意見書を出したい、そう思っております。どうか大勢の皆様の賛同を得たいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 考え方をちょっと確認したいと思いますけれども、慎重を期して実施されるよう、慎重な判断を求める意見書ということですが、下の「よって」から上の文面は、私も全く同感です。そういう状況なので、結論としては「慎重を期して」ということではなくて、もう既に来年の4月からは8%ということが一応法律上はそういう流れで、情勢からしても大きな経済的変動、例えばリーマンショックとかそういうものがなければ、多分そういうことになるのだろうという一般的な見方です。そういうふうになっている中で、こういう慎重な判断を求めるというところで、今おっしゃったようなことが実現できるのか。今はそれではないだろうと、今は最低延期、もしくは中止みたいなことにしないと、前段言っていること、そして今提案者が説明したようなことが実現できないだろうと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 提出者。

○塩谷寿雄君 今ほど言われた意見もわかりますけれども、今メディア等では、3%消費税を上げて、5兆円をどうこうなんていうことも言われていますけれども、しっかりここがもしできるのであればやはり慎重ということなので、それを踏まえた上で、中止・延期ではなく「慎重に」ということです。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 社会保障のことを考えると、消費税のあり方みたいなものは、今後本当に真剣に考えなくてはならないと、私は本心、そう思っています。ただ、いのように慎重な判断が必要だと思うのです、今この時期。という中で、くどいようですが、今この時期がそういう言葉で済ませる時期かということです。そうではないでしょう。今、もう目前に来年の4月に迫っているのですよと、だからこそ慎重に判断をということで済むのか。では延期ということにしなければ、慎重な判断もできないのではないかというようなことは私は聞いているのですが、どうでしょうか。

○議 長 提出者。

○塩谷寿雄君 あくまで慎重でございます。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 提出者にお伺いしますけれども、この慎重というのは、例えば内閣の官房参与でしたか、1%ずつ上げるべきだという考えもあります。それから、けさの新聞報道にありましたけれども、低所得者に現物支給をすると、あるいは食料品だったり衣料品だったりについての軽減税率を求めるといふ部分の慎重かと思えますけれども、来年4月についてはもう既に間に合わないのではないかと思うのですけれども、この部分についてはどうお考えですか。

○議 長 提出者。

○塩谷寿雄君 間に合わないか間に合うかは、10月の1日、2日あたりに安倍総理が判断をするということをいっています。しっかり慎重に判断をされるべきではないかと私は思います。

○議 長 24番・岡村雅夫君

○岡村雅夫君 慎重に判断をして実行してよしと、こういうふう聞こえるのですが、間違いありませんか。慎重であれば4月から実行してよしと、こういう内容のような今の説明に聞こえますが、いかがでしょうか。

それから先ほどの討論の中にもありましたけれども、社会保障の財源を消費税とするというあたりは、本当に実行されると思いますか。前回消費税を上げるときも、あるいは消費税を始めるときもそうですけれども、ほとんどその分が税収の全体として考えたときには、企業減税、大企業減税に費やされたという統計をご存じですか。お聞きします。

○議 長 提出者。

○塩谷寿雄君 1問目の「4月には」という話でございますけれども、今、自民党内でもいろいろな意見があると思いますし、本当に慎重です。4月に今ほど言われたようなことが行われれば、4月に上がっていいのかという多分ご質問だったと思いますけれども、まだ地方までは、アベノミクスがいつている景気の成長戦略という中で、実際の人たちが経験——まだ感情があがってきていません。そういった中で慎重に行うべきだと思いますし、その今言った低額所得者に給付とかということも言われていますけれども、まだはっきりした案が出てきていない。

先ほど言われた社会保障、そうであるべきではないかと私は思いますけれども。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段の社会保障に……。

○塩谷寿雄君 社会保障に使われなければいけないということですよ。本当に使われませんかと私に聞いたのですよね。そうあるべきだと思います。

○岡村雅夫君 税収全体の中で、消費税の税収分が企業減税分にそっくり消えているということをおして……

○議 長 議長をおして発言をしてください。24番・岡村雅夫君。

[何ごとか言うものあり]

○岡村雅夫君 今のヤジは違うのではないですか。私の質問に答えていないから聞いてい

るだけであって、3回ですよ、私は。

そういった中でわかりましたが、今の説明を聞いていますと、前段でも述べているように、まだアベノミクスの影響、要するに皆さんが求めている状況にないということを言いながら、ということは4月までに景気がよくなるという判断をあなたはするということですか。そういうふうに私は聞こえるのですが、そういう一時的な経済の動向で、今まで景気回復、要するにデフレ脱却という話をずっとやってきながら、景気回復ができなかった、そしてここでアベノミクスという名前を使ってふんだんに税金を投下して、ほんの一部の景気回復、株価が上がってという、企業と投資家がという話までしていながら、それがスムーズにこちらに回ってくると捉えて、あと半年の間にくると、ここで決定しても大丈夫だという考え方をしているわけですか。報道では10月1日とかに発表するという話ですが、お聞きします。

○議 長 提出者。

○塩谷寿雄君 消費税は上げなければいけないと思っております。でも時期については、しっかり慎重に判断すべきということを私はいつているわけでありませう。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 慎重な判断を求める意見書の提出、これは可決されますと議長名で議会全体の意見として提出されるわけになります、宛先が内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長ということになっています。仮に送られたとしたら、今言った相手先に対して、その当事者たちは常に慎重に判断していると私は考えています。

この意見書、慎重な判断を求めるという意見書が、我々の判断を任せますよという意見書になりますよね。こういう意見書を、真剣にやっているだろうと思われる相手先に出すことが、果たして意見書として効果があるかどうか、その辺についてどうお考えですか。

○議 長 提出者。

○塩谷寿雄君 むこうのほうも慎重な考えであるとは思いますが、あからさまに地方の現状もしっかり考えた上で、上げる時期、そこを慎重にやっていただきたいということでありませう。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めませう。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許ませう。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許ませう。13番・関常幸君。

○関 常幸君 発議第5号 消費税増税の慎重な判断を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。消費税増税の必要性につきましては、発議第4号で理解されたと思ひます。そこで、「慎重な判断」ということではありませうが、4月実施までには十分まだ時間があります。そこで、私は一例として、慎重に判断してもらいたいのは、年金で暮らしている方が買う食料品も、金持ちの方が買う高級車も一律の消費税ということではなく

してもらいたい。先進国の大半では消費税率を一くくりにしないで、食料品などの生活必需品とそうでない商品とでは、税金を分けて設定しているわけであります。低所得者や弱い方が消費税を上げたために生活が苦しくならないように、また中小企業や地方が消費税増税により経済成長が停滞しないように、あらゆる手を打ってもらいたいということが、提出者も言っております「慎重な判断」という表現であるわけでありますので、ご理解と賛成をお願いいたします。以上です。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。9番・今井久美君。

○今井久美君 反対の立場で討論に参加いたします。やはり、今はしっかりと地方からこの勇断を下す時期に、支えてやらなければならないと思います。こういう意見書が南魚沼市議長名で国会に上がっていくことは、私は反対であります。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。19番・牧野晶君。

○牧野 晶君 消費税の慎重な判断に対する意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。私はいつも消費税が上がるのはいやだと内心は思っていますが、ただ、もう今のこの財政状況の中では、しょうがないという思いがあります。そして提案者が言われるように、時期を考えてほしいとか、慎重な判断そういう考えがあるとも思います。また、先ほどから質問でもう上げる時期にあるとか、この意見書を出さないでそれこそ国会のほうに送られたらどうなのだとか、そういういろいろな意見があります。けれども、やはり私は慎重の中には、先ほど13番議員が言われたように、食料品とかの不均一課税をしたり——あと私がこれは納得がいけないのですが、低所得者に対する現物支給1万円、これはちょっとずれているという思いがあります。個々の政策に対していろいろなことがありますけれども、やはり消費税を上げるに当たって、この地域の実情、地方の実情にきちんと合ったような政策をとっていただきたいという思いの中で慎重な判断を求めるということで、この意見書に対しては賛成の立場でいきたいと思っております。どうか皆さん、よろしく賛成のほうをお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 反対の立場で討論に参加します。今、提案者に聞いてみると、要するに4月までに十分間合うようないい方をしながら、「慎重に」というようないい方でありまして、私はこれはまさに延期を求める内容だと捉えました。

私は最初の賛成者が言いましたように、食料品、あるいは一律課税の問題とかそういった問題は、もっともっと実施表明前にきちんと体系づけて説明をし、そして導入の可否を問うという、こういうやはり姿勢がないからこういう問題が起きるのです。だから、今なかなかこの低所得者が大変な逆進性の高い消費税だということを、皆さんがわかっているのであるならば、今現在、食料品、あるいはそういった一律課税の問題、要するに品目によって税率を変えろというようなことが、今の税率の中できちんと改定されていかなければならない問題、それを今度上げるに際してということ自体は、本末転倒と私は思います。そして、いやしくもあるように、富裕層から税率をとというような形にも私は波及するものだという、昔で

いう間接税ですね、そういう気がします。

そして、増税せんばならないがために、現物支給の1万円とか1万5,000円とかということ、決定する直前に出してやること自体も、非常に私は邪道だと思います。それが恒久的な問題ではございません。一時的なものであります。私は1年間に4人家族で20万円の負担になるという話をしましたが、この試算では標準家庭とすれば4万円ですよ、低所得者1人1万円として、あるいは1万5,000円としても4人家族で6万円です。そういうデータも非常に不足した、ほんのまやかしの論議ではないかと考えます。私はこの慎重に判断をして実施していただきたいということは、余りにも焦点が定まっていない意見書で、我が議会から上げるべき内容ではないと私は思います。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 消費税増税の慎重な判断を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで議会事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。議会事務局長。

○議会事務局長 大変恐れ入ります。これから審議いただきます発議第6号の議案の訂正をお願いいたします。1枚はぐった3ページでございます。冒頭の別紙の隣に「(県)」とございますけれども、「(県)」を「(国)」に、はぐりまして4ページ、「(国)」とあるものを「(県)」に訂正願いたいと思います。

事務局のミスであり、提出者をはじめとしました議員各位、並びに執行部の皆様方にお手数とご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後、このようなことのないように気をつけたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議 長 日程第19、発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。21番・牛木芳雄君。

○牛木 芳雄君 それでは発議第6号についてご説明を申し上げます。これは陳情第1号の採択を受けて提出されるものでありまして、学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。内閣総理大臣、そしてそこに記載の大臣、衆参両院議長、新潟県知事に対して意見書を提出したいも



のであります。

毎年この陳情が出てくるわけでありまして、皆さんご承知のように平成 22 年度から国の施策で公立高校の無償化が実施されました。これによって私学にへも就学支援金が支給されるようになったわけでありましたが、しかし、実際のところまだ初年度でも私学に対して、相当の負担があるということでもあります。よって、下のほうに記として書いてありますように 1 番、2 番の私立高等学校就学支援制度の拡充と、あるいは増額・拡充ということでもあります。

裏面をご覧ください。これは県のほうであります、思想は同じですけれども、若干内容が違ってはいますが、1 番、2 番として私学高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること、そして、増額・拡充と、こういうことでもあります。皆さん方全員からご賛同いただきたい、このように思っています。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 6 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、発議第 7 号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。14 番・井上智明君。

○井上智明君 それでは発議第 7 号について若干の説明をいたします。これは地方税財源の充実確保を求める意見書ということでありまして、私たちの上部団体であります全国市議会議長会から依頼があったものであります。標記の総理大臣、財務大臣、ほかの大臣に提出したいというものであります。市民生活に直結している基礎的自治体であります地方は、行政の最前線に位置すると思っております。その最前線に位置する市長村の住民サービスを低下させないためには、地方税財源の安定的な確保ということが求められているものでありま

して、大別して2つに分けられて意見書が作成されておりまして、地方交付税の増額を求める部分と、2番目として地方税財源の充実を求めるものと大別されております。細かくはそこに1項目目が5点ほど、2項目目が7点ほど記載されておりますが、記載のとおりであります。

要約すれば、きのうの審議の中で消火栓の議論がありましたが、それに例えてみたいと思うのですが、現場サイドとすれば、水は当然つながっているものとして蛇口バルブを開放したわけですが、残念ながらその供給管のほとんどの部分、いわゆる本管の部分から分かれた制水弁が全開になっていなかったと、それで消火栓の水がよく出なかった。これが実態であります。

これと同じように、いくら地方が、約束されていたことでもありますのでお金をちゃんとよこせとは言っても、もとで出るお金を勝手に制御されたり、あるいは政権が変わることによって政策が変わったりして税財源が変わるといようなことがあれば、直接市民に向き合っている市町村としては、安定的な住民サービスができないわけでありまして。それを何とか阻止したいというのが、この意見書のもとであると思っています。そんなことから地方自治体の安定的な税財源を求めるために、この意見書を提出したいものであります。皆様のご賛同をお願いします。

○議 長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 地方税財源の充実確保を求める意見書について疑義がありますので、討論に参加します。大きい項目の1番に対しては納得するところであります。2の地方税源の充実確保の中で、3点ほど問題があると考えます。(1)については、地方消費税の充実などということで、先ほども問題になりました財源を消費税の財源に求めているということでありまして。第2点目については、「地域社会の会費」という考え方ですけれども、住民負担の増が想定されるということでありまして。次に(4)であります。法人住民税は均等割の税率を引き上げることということでありまして。例えば私の例を挙げますと、課税業者にならないという部分がありますが、中小業者、個人事業主の方々、利益がいっぱいある人はともかくとして、ほとんど該当しない項目でありますけれども、これは中小企業の方々非常に負担が増えるということで、こういった部分はいかなるものかということでありまして。以上、問題を指摘してこの意見書については賛同できません。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。4番・鈴木一君。

○鈴木 一君 発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保についての提案説明をいたします。人間は車がなくとも食料、水があれば生きていける動物です。アフリカでは外資による森林伐採で雨が降らず、干ばつにより食料不足が深刻になっています。アマゾン流域では、バイオ燃料の原料栽培のため森林が消えています。これは地球上の人間を含む生物にとって、非常に危険なことと思っています。

日本はどうか。木材価格の低迷による後継者不足など、森林の保全が危惧されています。また、山間部においては、外資による水源地の買収が進んでいます。このことは日本の存亡に係ることです。国土調査も進まない中、森林の面積、所有者を確認することや従事者を増やすため、地方の財源確保は喫緊の課題と考えます。

地球誕生から地球上の炭素量は不変であります。化石燃料等を燃焼させることによって、空気中に二酸化炭素が充満してきます。これをどう吸収させるかは、皆さんがご存じのとおりです。かつて昔話の時代、桃太郎の鬼退治のお供は、今は有害鳥獣となりました。荒廃した森林がいかにも有益な鳥獣を有害にしまったのか。ぜひとも皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する

る地方の財源確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務について、会議規則第 111 条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで市議会議員任期最終議会定例会の閉会にあたりまして、井口市長からご挨拶をお願いいたします。市長。

○市 長 皆様方のおかげをもちまして本 9 月定例議会も閉会の運びとさせていただいたところであります。本日議会最終日は、皆様方にとりまして今任期最後の議会の日であります。そういう意味からも、私から御礼も含め、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

去る 9 月 3 日開会の本日まで本議会におきまして、議員各位の慎重なるご審議のもと、平成 25 年度補正予算第 2 号をはじめ、平成 24 年度各会計決算ほか重要案件も含め、全議案を全て議決認定を賜ったところであります。このことにまずもって心より御礼を申し上げるところであります。大変ありがとうございました。

さて、冒頭申し上げましたように、本議会は皆様方にとりまして今任期最後の議会でもあったところでございます。この 4 年間、私なりに振り返ってみますと、まずもって思い起こされますのが平成 23 年の東北大震災、それに続きます新潟・福島豪雨災害のことでございます。東北大震災の際には、避難者の皆様方の受け入れとともに、被災地への支援体制につきまして議会の皆様方から暖かいご理解と、絶大なご協力を賜り、非常に迅速かつスムーズにその協力体制を構築することができ、避難者や被災地の皆様方から今もって感謝の声が寄せられているところであります。このことは現在もそうでありまして、そして今後、これからの南魚沼市にとりましても大きな誇りでありまして、一つの自治体としての矜持がここにあるものだと思っております。

さらに、豪雨災害時この時期には、まさに言葉には尽くせぬご支援、ご協力を皆様方からいただきました。皆様方が率先して被災地に入り、的確な対応をとっていただいたことは、住民の皆様にとってもどれほど心強く、また頼りになったことでありましょうか。当然私も含めて、市職員にとりましてもその思いは同じことでもあります。改めまして感謝を申し上げ

る次第であります。おかげさまで災害復旧もやや遅れる部分はございますけれども、大半の部分が今年度をもって完了する運びになったところであります。本当にありがとうございます。

その他にも、新市建設計画を編成いたしました総合計画にのっとっての様々な事業の推進による市の土台づくり、これと将来を見据えての施策にも大きなご理解、ご協力をいただきました。そして、数え上げればきりもないこととございますけれども、この4年間の皆様方のご功績は、長く市政に刻まれ、そして歴史上さん然と輝くものだと思っております。

この4年間、皆様方とは、とき厳しい議論を交わす中で、大変礼を失する言動も多々あったことと思います。それらをまた寛大な心でご容赦いただきましたことにも、改めまして心から御礼を申し上げるところであります。今回を機に引退をされるであろう、まだ決定ということではないと思っておりますけれども、5名の皆様方には、改めましてその多大なご功績に心よりの御礼と、そして惜しめない称賛の言葉を送らせていただきます。

市議会議員という立場から離れて、一般市民となるということとありますけれども、今後ともご健康に十分ご留意の上、引き続きその識見等を生かしていただいて、私どもにご指導、ご鞭撻を賜れば大変ありがたいところであります。

また、引き続き挑戦を目指しておられる皆様方にはご奮闘の上、必ずやまたこの市政壇上にて再びお目にかかれることをご祈念申し上げますところであります。

4年間の皆様方への御礼方々、今議会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様方には、4年間大変お世話になりました。ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、どうぞご健康等に十分ご留意の上、それぞれの立場でご活躍いただきますことを心からお祈り申し上げますところであります。大変ありがとうございました。

**○議長** きょうは議長最後の日で誰か来るかと思ったら、誰も来ませんでした、一言ご挨拶させていただきます。

平成25年9月南魚沼市議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今会議は我々26名の任期中、最後の定例会議でございました。おかげさまで提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力、ご配慮によるものと深く感謝を申し上げますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、市長をはじめ執行部並びに議会事務局、それぞれの皆様から常に真摯な態度をもって審議にご協力いただきました。厚くお礼を申し上げます。思い返しますと4年前の平成21年10月、南魚沼市選挙管理委員会により当選証書が26名に付与されました。それ以来きょうまで市議会議員として、それぞれの思いに多少の違いはあったにせよ、南魚沼市の発展、そして何よりも市民一人一人の幸せを願ってやってきたことは間違いのないことと思っております。

私は平成23年11月の臨時議会におきまして、議員各位からのご推挙により要職に就任しましてから2年が満了しようとしております。この2年間本当に緊張の毎日でした。幸せなことに皆様の温かいご指導、ご協力、また執行部のご理解とご協力をいただき、ここまでやっていくことができました。あと残り1か月、最後まで全力で頑張りますので、よろしくお

願いいたします。

今限りでご勇退される議員の皆様、本当に長い間ご苦労さまでございました。まだまだ引き続き議員としてのご活躍をお願いしたい方々だけにありますが、残念な思いをすることと思います。今後とも健康にご留意され、南魚沼市発展のためにお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

さて、10月の市議会議員選挙が近づいてまいりました。市民の関心も高まってきております。ここにおられる立候補予定の皆さんには、くれぐれもお体を大切に、市議会議員として再びこの議場に戻ってくることを願っております。

中央では昨年末に安倍政権が発足し、9か月になろうとしております。国民経済と外交の向上、改善が期待されておりますが、その成果が1日も早く地方にも及ぶことを願っております。一方地方では、毎年のように襲いかかる自然災害などの対応から、市民の安全・安心、福祉向上のための複雑多岐にわたる諸課題の処理など、地方特有の大きな課題が山積している状況にあります。市議会は地方自治本旨の実現のため、二元代表制の一方として、さらなる改革と飛躍を行わなければなりません。今、南魚沼市は、着実に一步一步前進していることに間違いはありません。市長をはじめ、議員の皆様にご期待いたしております。

終わりにこの4年間、皆様方のご協力に心から深く感謝を申し上げますとともに、南魚沼市のさらなる発展と6万1,000人の市民の幸せを願って、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 これをもって平成25年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

〔午後2時24分〕